

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3595109号

(P3595109)

(45) 発行日 平成16年12月2日(2004.12.2)

(24) 登録日 平成16年9月10日(2004.9.10)

(51) Int. Cl.⁷

H04L 9/32

F I

H04L 9/00 675B

H04L 9/00 675D

請求項の数 6 (全 24 頁)

(21) 出願番号	特願平9-138724	(73) 特許権者	591030237
(22) 出願日	平成9年5月28日(1997.5.28)		日本ユニシス株式会社
(65) 公開番号	特開平10-336169		東京都江東区豊洲一丁目1番1号
(43) 公開日	平成10年12月18日(1998.12.18)	(74) 代理人	100076428
審査請求日	平成9年9月25日(1997.9.25)		弁理士 大塚 康德
審査番号	不服2000-19604 (P2000-19604/J1)	(72) 発明者	八津川 直伸
審査請求日	平成12年12月11日(2000.12.11)		東京都港区赤坂2-17-51 日本ユニシス株式会社内
		合議体	
		審判長	川名 幹夫
		審判官	小田 浩
		審判官	橋本 正弘

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 認証装置、端末装置、および、それら装置における認証方法、並びに、記憶媒体

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

認証に先立ち、端末装置から送られてくる認証情報を検査するための第一の検査情報をサーバ装置のメモリに保存し、前記サーバ装置に接続された端末装置の認証要求に対して、ワンタイムパスワード方式および公開鍵暗号方式による認証を継続して行う認証方法であって、

端末装置から認証要求を受信すると、前記端末装置へ認証情報要求を送信し、前記認証情報要求に応じて、前記端末装置に関連する秘密鍵を用いた暗号化により種情報から生成された認証情報を前記端末装置から受信し、前記認証情報を前記端末装置に関連する公開鍵によって復号することにより第二の検査情報

10

を生成し、前記第二の検査情報と前記メモリに保存された前記端末装置に対応する第一の検査情報とを比較して、前記第一および第二の検査情報が一致する場合に前記認証要求を許可し、前記認証要求を許可した場合、前記認証情報を、次回の認証用として前記端末装置に対応する第一の検査情報に代えて前記サーバ装置のメモリに保存し、前記認証要求が許可された場合、前記認証情報は、次回の認証要求のための種情報として前記端末装置のメモリに保存され、

前記認証要求が許可されなかった場合、前記認証情報は、前記端末装置のメモリおよび前記サーバ装置のメモリに保存されることなく、破棄されることを特徴とする認証方法。

【請求項2】

20

前記認証情報には公開鍵証明書を示す情報が添付されていることを特徴とする請求項1に記載された認証方法。

【請求項3】

認証に先立ち、端末装置から送られてくる認証情報を検査するための第一の検査情報を保存するメモリを有し、端末装置の認証要求に対して、ワンタイムパスワード方式および公開鍵暗号方式による認証を継続して行う認証装置であって、
端末装置との間で認証に関連する情報の送受信を行う通信手段と、
前記メモリおよび前記通信手段を利用して、認証処理を行う認証手段とを備え、
前記認証手段は、端末装置から認証要求を受信すると、前記端末装置へ認証情報要求を送信し、前記認証情報要求に応じて、前記端末装置に関連する秘密鍵を用いた暗号化により種情報から生成された認証情報を前記端末装置から受信し、前記認証情報を前記端末装置に関連する公開鍵によって復号することにより第二の検査情報を生成し、前記第二の検査情報と前記メモリに保存された前記端末装置に対応する第一の検査情報とを比較して、前記第一および第二の検査情報が一致する場合に前記認証要求を許可し、
前記認証要求が許可された場合、前記認証情報は、次回の認証用として前記端末装置に対応する第一の検査情報に代えて前記メモリに保存されるとともに、次回の認証要求のための種情報として前記端末装置のメモリに保存され、
前記認証要求が許可されなかった場合、前記認証情報は、前記端末装置のメモリおよび前記サーバ装置のメモリに保存されることなく、破棄されることを特徴とする認証装置。

10

【請求項4】

前記認証情報には公開鍵証明書を示す情報が添付されていることを特徴とする請求項3に記載された認証装置。

20

【請求項5】

前記端末装置のメモリには、前記種情報、前記秘密鍵および前記認証情報を生成するためのプログラムコードが格納されていることを特徴とする請求項3または請求項4に記載された認証装置。

【請求項6】

サーバ装置を制御して、請求項1または請求項2に記載された認証を実行するプログラムコードが格納されたことを特徴とする記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

30

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は認証装置、端末装置、および、それら装置における認証方法、並びに、記憶媒体に関し、例えば、ネットワークを介して認証要求を行う端末装置、認証要求を処理する認証装置、および、それら装置の認証方法、並びに、それらを実現するプログラムコードが格納された記憶媒体に関する。

【0002】

【従来の技術】

情報処理システムが社会活動のあらゆる局面において中心的な役割を演じるようになった現在、ネットワークを介した個人間や個人—企業間或いは企業間の情報通信に対するセキュリティ保護が緊急の課題となっている。

40

特に昨今のネットワーク・システムのオープン化・汎用化により、機密情報転送や電子商取引 (Electronic Commerce) のような分野に対し、セキュリティ機能は必要不可欠なものとなっている。例えば、企業間、個人間或いはそれら相互間で法律行為をなす場合、従来 (現在でも)、物理的な紙を使用して契約書等を作成し、署名し、印鑑を押印し、更に必要に応じ、印鑑登録証や公証人による公正証書を添付し、次にこれら文書を相手方に送付する際、書留にし、或いは内容証明郵便にする。

【0003】

このような物理的な書類を中心にした行為を全て、電子的な情報通信によって安全に代替ならしめるものが、ネットワーク・セキュリティ技術である。コンピュータとネットワー

50

クによる情報通信網が全世界規模に達した現在、このような要求は増大の一途である。ネットワーク・セキュリティの目的は、ネットワークの安全保護に有り、ネットワーク・システムの機密密度に応じた情報をさまざまな脅威から保護することであるとされている。一般的には、1 機密性 (Confidentiality)、2 完全性 (Integrity)、3 可用性 (Availability)、4 否認拒否 (Non-Repudiation) を維持することと定義されている。一方、ネットワークに対して想定される代表的脅威としては、盗聴、漏洩、なりすまし、改ざん/偽造、不正侵入/不正アクセス、横取り、事実の否認、破壊などである。

【0004】

また、ネットワークセキュリティのための要素技術として、秘匿・保全技術、認証技術、鍵配送技術、否認拒否技術、第三者信用機関、アクセス管理、セキュリティ監査、セキュリティ評価基準などがある。

10

ネットワーク・システムを介した情報通信を行うとき、そのシステムを誰がどのように利用したかということを確認したり、制御、管理することはセキュリティを維持する上において重要であり且つ必須である。システム内で起こる大方のイベントは、情報通信に関わる特定の实体 (エンティティ) に起因しているはずであり、従ってそれらの認識はセキュリティ確保の基本であると言える。

【0005】

認証とは、情報通信に関与した实体 (エンティティ: 人間、人間の代理として機能するプロセス、ソフトウェア、ハードウェア、通信データ等) が正当なものであるか否かを確認することであると考えられる。一般的には、認証する实体別に第1図のように分類することができる。

20

エンティティ認証は情報通信に関わる实体、例えばメッセージの送受信等の正当性を確認することであり、一方、メッセージ認証は、それら送受信メッセージの正当性を確認することであると言える。尚、エンティティ認証は利用者認証と呼ばれることもある。

【0006】

エンティティ認証機構は、エンティティ識別処理とエンティティ認証処理に分けられる。前者は、システムの利用者が誰であることを識別するもので、後者はその利用者が正当な本人であるか否かを確認する処理である。前者には、一般的に利用者識別名 (User-id) 等が用いられるが、これは公知の識別子であり、本人だけが持ち合わせる情報 (パスワードや暗証番号等) を用いた本来の認証処理は、後者の処理に委ねられる。

30

【0007】

以下のエンティティ認証機構は、このエンティティ認証処理について記述している。エンティティ認証機構には、認証に用いる情報のあり方により、大きく、知識利用、暗号利用、所有物利用、生体特徴利用の4つに分類できる。これらを順に説明する。

【0008】

知識利用

知識利用によるエンティティ認証とは、エンティティを認証するために必要な情報を予め登録しておき、認証されるべきエンティティがその情報を知っているか否かでそのエンティティの正当性を確認する方法である。個人認証等で最も良く用いられているのが「パスワード」や「暗証番号」或いは「その個人にしか知り得ない情報 (住所、生年月日等)」である。

40

【0009】

大抵のシステムでは、「パスワード」により利用者認証を行っている。このような知識利用によるエンティティ認証は導入が比較的簡単で有効であるが、覚え易い文字列を使用したり、人目に付き易いところにメモしがちで容易に他人に見破られたり、通信中に盗聴されたりする危険性が高い。また、パスワード送信時に暗号化しても毎回同じパスワードであればそれをそのまま盗用し、再利用すること (リプレイ攻撃) で「なりすまし」が可能である。さらに、サーバ側のパスワード・ファイル (通常利用者のパスワードをキーとして暗号化された保存されている) が辞書攻撃によって破られる可能性もある。

50

【0010】

これらの脅威に対抗するためには、毎回パスワードを変更する等の工夫が必要となる。そのため知識利用のエンティティ認証においては、例えば、ワンタイム・パスワード方式やチャレンジ・レスポンス方式等のような一方向性関数や乱数を利用した、高度な一回限りのパスワード方式が考案されている。

以下に各々の方式について述べる。

(1) ワンタイム・パスワード方式

文字通り一回限りのパスワード認証方式で、Bellcore Co. U.S.A.によって提唱され、インターネット標準としてもRFC化されている(RFC-1938)。以下に、最も有名なS/Key方式の処理概要を説明する。

10

【0011】

S/Key方式は、Aをクライアント、Bを認証サーバとすると、

- 1: 一方向性乱数 f を準備する。
- 2: Aは秘密の乱数 R と公開の種と呼ばれる任意の数値 S を生成する。
- 3: $Q = R + S$ とし、 $f(Q)$, $f(f(Q))$, $f(f(f(Q)))$, ... を計算し、それらを $X_1, X_2, X_3, \dots, X_{100}, X_{101}$ とする。

【0012】

4: Aは X_1, \dots, X_{100} および R を秘密に保持し、Bには X_{101} を何らかの方法(オフライン)で渡し、Bはそれらを保持する。

5: AがBに初めてログインする際、パスワードとして X_{100} をBに送信する。

20

6: Bは $f(X_{100})$ を計算し、保持していた X_{101} と比べる。もし、一致すればログインを許可し、一致しなければログインを拒否する。ログインが許可された場合、Bは X_{101} を捨て、 X_{100} を保持する。

【0013】

7: Aが次にログインするときは、次のパスワード X_99 を使用する。B側の以降の処理は同様に行われる。

S/Key方式の長所として、

- ・一回限りのパスワードなので、通信途上で第三者が盗聴しても再利用が不可能である。

【0014】

・サーバBのファイル上に保持しているパスワードは、次回ログイン時のパスワードを検査するためのものであり、これが盗まれても支障はない。

30

・関数 f は一方向性関数なので、 X_n が盗聴されても X_{n-1} が計算できない。従って、 f が第三者に知られても支障ない。

しかし、S/Key方式の短所として、

- ・上の場合で、100個パスワードを使い切ると、サーバの認証プログラムを再初期化する手間が必要である。

【0015】

・実際のシステムでは上記再初期化をオンラインで可能なように、サーバ側では常に乱数 R を保持する必要がある。即ち、再初期化時、クライアントは以前とは異なった種 S' のみをサーバにオンラインで送信し(S' は盗聴されても問題ない)、サーバは保持していた R を用いて新たに $Q' = R + S'$ を計算し、これから新たな X'_{101} を生成する。このため、第三者がなんらかの方法でサーバに侵入したり、或いはサーバ管理者が悪意でこの乱数を得ると、パスワードが生成できクライアントAになりすますことが出来る。

40

(2) チャレンジ・レスポンス方式

これは、パスワード認証における盗聴対策の一種で、代表的なものに、CHAP(Challenge Authentication Protocol, RFC-1334)方式がある。このCHAP方式において、認証要求者Aが認証者Bに認証してもらう手順は第2図の通りである。

【0016】

チャレンジ・レスポンス方式は、チャレンジが毎回変化するので、第三者が図中 2 の

50

メッセージを盗聴していても再利用が不可能であるとの長所がある反面、B上にAのパスワードが保持されているので、Bの管理者自身がそれを悪用し、クライアントAになりすまして不正を行うことができるという短所を指摘されている。

【0017】

暗号利用

エンティティ認証に暗号を利用するとは、暗号技術を用いて当事者以外には偽造が困難な認証情報を生成し、それを当事者同士が交換・検査することにより当事者（エンティティ）の正当性を確認する技法である。

(1) デジタル署名

デジタル署名は、従来の書面取り引きにおける署名や印鑑による本人確認を電子媒体上で行う機構で、機能的には次の3条件を満たすことが要件であると考えられている。

【0018】

- 1 署名文が第三者によって偽造できない。
- 2 署名文が受信者によって偽造できない。
- 3 署名文の内容およびそれを送った事実を送信者が後で否定できない。

現状では、2 および 3 の要件を満たすために公開鍵暗号方式の利用が必須である。公開暗号方式は、1976年にスタンフォード大学のディフィ(Diffie)とヘルマン(Hellman)によって発表された概念で、一对の暗号化鍵と復号化鍵とが異なり、復号化鍵のみを秘密に保持し、暗号化鍵は公開して構わない。そのために、鍵の配送が容易であること、秘密に保持する鍵の種類が少なく済むこと、認証機能(デジタル署名)を有すること、等の特徴を有するといわれている。公開鍵暗号方式の一般モデルを第3図に示す。

【0019】

この公開鍵と秘密鍵の関係を逆にするとデジタル署名機能となる。即ち、送信者のみを知る秘密鍵で平文を暗号化し受信者に送信する。また、受信者は、送信者の公開鍵で復号化し平文を得る。この場合、暗号化鍵は送信者しか知らないため、暗号文が第三者および受信者によって偽造できないことになる。また、暗号化鍵を持つ本人にしか平文の内容を暗号化し送信することができないため、後になって暗号文の内容およびそれを送った事実を送信者が否定できず、上述のデジタル署名の要件を満たす。

【0020】

現在、この公開鍵暗号の概念を実現した世界で最も有力なアルゴリズムとして、MITのRivest、ShamirおよびAdlemanによって開発され、それぞれの頭文字を採って命名されたRSA暗号がある。尚、国際的に標準化されつつあるデジタル署名方式としては、次の2つがある。

- ・認証子照合法(with appendix) - - ISO/IEC CD 14888 PART 1/2/3 (Sep 21, 1995)
- ・通信文復元法(giving message recovery) - - ISO/IEC 9796:1991(E)

実際に広く利用されているのは前者の認証子照合法であり、その概要を第4図に示す。

【0021】

デジタル署名を用いて受信者が送信者の正当性を検証するためには、送信者の公開鍵が真の差出人のものである保証が必要である。例えば、物理的印鑑が正当なものであることを証明する印鑑登録証に相当するものがデジタル署名に必要となる。この保証のために信頼出来る第三者による公開鍵証明書制度が設けられ、その発行機関はCA(Certification Authority)と呼ばれる。CAはインターネット標準(RFC1421-1424)として制定され、公開鍵証明書の発行と管理を行う。

【0022】

証明書のフォーマットは、国際標準(X.509 ISO9594-8)として制定されており、既に、X.509は第三版が出ており、今後それに対応したISO標準も制定される予定である。証明書は、利用者の識別子、利用者の公開鍵、証明書の有効期限、シリ

10

20

30

40

50

アル番号、発行機関名、発行機関のデジタル署名等の項目からなり、これらの後に当該 C A の電子署名が付される。

【 0 0 2 3 】

第 4 図の例において、送信者 A は送信本文およびそれに施した A のデジタル署名と共に、この A の公開鍵証明書を B に送信する。受信者 B はまずこの公開鍵証明書の C A によるデジタル署名を検査することにより、A の公開鍵証明書の正当性を確認する。これが正当であれば B は正当な A の公開鍵を入手できたことになる。この後、B は A のデジタル署名を検査することにより送信者認証を行う。

【 0 0 2 4 】

認証子照合法の長所として、厳格な C A が存在し、且つ送信者が自身の秘密鍵を厳密に保持できれば、第三者による「なりすまし」は一般的に困難であるとの点が指摘されている。しかしながら、ネットワークを介したリモートログインにおいて、署名をリモートログインのためのパスワードとして使用した（即ちデジタル署名を相手認証情報として用いる）場合には、第三者がそれを盗聴しそのまま再利用する（リプレイ攻撃）ことで「なりすまし」が可能であるという短所もある。

（ 2 ）デジタル署名付認証トークン方式

これは（ 1 ）の方式のリプレイ攻撃に対する強度を改善したものと言える。第 5 図に、デジタル署名付認証トークン方式の処理の概略を示す。

【 0 0 2 5 】

即ち本方式の前提として、クライアント A は C A の秘密鍵によってデジタル署名された A の公開鍵証明書を、またサーバ B は C A の公開鍵を保持しているものとする。この状態においてクライアント A は認証情報（以下、認証トークンと称する）として、次の 1 から 4 から組み立てられたものをサーバ B に転送する。この認証トークンには、トークン作成時のタイムスタンプ T が含まれている。

【 0 0 2 6 】

- 1 : A の公開鍵証明書 (C a)
- 2 : タイムスタンプ (T)
- 3 : 受信者 i d : B の E - M a i l アドレス等
- 4 : 2 + 3 のデジタル署名 (S a)

この認証トークンを受信したサーバ B は先ず署名の検査を行い、タイムスタンプ T 等が改ざんされていないことを確認の上、この T と現在時刻とを比較する。もし比較結果がほぼ等しければクライアント A のログインを許可する。

【 0 0 2 7 】

しかし、T が一定時間以上過去の時刻であれば、この認証トークンが A および B 以外の第三者によって再利用（リプレイ攻撃）されているものと見做してログインを拒否する。このトークン方式は、厳格な C A が存在し、且つ送信者が自身の秘密鍵を厳密に保持できれば、第三者による「なりすまし」はかなり困難であるとの長所がある反面、一定時間内であれば、盗聴した認証トークンをそのまま再利用すること（リプレイ攻撃）で「なりすまし」が可能であるとの短所も有している。

（ 3 ）S S H (S e c u r e S H e l l) 方式

S S H 方式は U N I X におけるリモートログインのための r s h / r l o g i n など r 系コマンドプロセスに対するセキュリティパッケージであり、インターネット・ドラフトとして検討されている。認証処理に関する部分を以下に示すが、基本的には共通鍵暗号と公開鍵暗号を併用したチャレンジ・レスポンス認証方式である。

【 0 0 2 8 】

第 6 図は、クライアント A がサーバ B にログインする際のシーケンスである。同図において、共通鍵暗号 (D E S 、 I D E A 等) 用のセッション鍵を共有するためのフェーズ (2 、 3) と認証処理を行うフェーズ (4 、 5 、 6) に分かれている。処理シーケンスは次のようである。

- 1 クライアント A はサーバ B にログイン要求を送る。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 9 】

2 このログイン要求に基づき、サーバBはセッション鍵共有のため自身の公開鍵、乱数等をクライアントAに送る。

3 クライアントAはセッション鍵を生成し、それをサーバBの公開鍵で暗号化してBに送る。サーバBがこれを受信した時点で、クライアントAとこの間にセッション鍵を共有できたことになるので、4以降、AB間のメッセージは全てこのセッション鍵で暗号化してやり取りされる。

【 0 0 3 0 】

4 クライアントAは、自身の公開鍵、ユーザ名をサーバBに送る。

5 サーバBは、クライアントAの公開鍵とユーザ名とが登録されていることを確認の上、認証のためのチャレンジ(乱数)を生成し、それをAの公開鍵で暗号化してクライアントAに送る。

6 クライアントAは上記チャレンジのハッシュ値を計算し、それをチャレンジ・レスポンスとしてサーバBに送る。

【 0 0 3 1 】

7 サーバBは、6で受けたチャレンジ・レスポンスの値と保存してあったクライアントA向けチャレンジのハッシュ値とを比較し、それが同値であればAのログインを許可し、異なっていればログインを拒否する。

SSH方式の長所は、チャレンジ・データが毎回変化するので、第三者が6のメッセージを盗聴しても再利用による「成りすまし」が不可能であるというものであるが、短所として、

・サーバBの管理者自身が悪意でクライアントAの公開鍵情報を書き換えることにより、クライアントAになりすまして不正を行うことが可能である、ということが指摘されている。

(4) PRC 認証方式

このPRC(Remote Procedure Call)認証方式は、UNIXの分散環境システムでよく用いられる遠隔手続き呼び出し機能であり、セキュリティ機能としてユーザ認証機能が用意されている。

【 0 0 3 2 】

このRPC認証は、RPC手続きの発行者が誰であるか(エンティティ認証機能)、そしてその発行者の権限はどのくらいであるか等をサーバが確認する機能を備えている。このPRC認証が持つエンティティ認証機能の概要は第7図のようであり、その手順の概略を述べる。

1 通信に先立ち、まずクライアントとサーバはDES暗号に用いる共通鍵($K_{a,b}$)をDH法(Diffie-Hellman型公開鍵配送法)により共有する。UNIXの世界では、DH法に用いる公開鍵と秘密鍵とは、NIS(Network Information Service)によって管理され、各ユーザは通信に先立ってこのNISから予め登録してある通信相手の公開鍵と自身の秘密鍵とを入手し、それから共有鍵(DES鍵)を計算により得る。

【 0 0 3 3 】

2 クライアントでは、次の手順で認証情報を作成しサーバに送信する。

(I)送信者を表す文字列(ネットネームと呼ばれる)を生成する。UNIXの場合、`unix.<ユーザid>@<ホスト・アドレス>`という形式を有する。

【 0 0 3 4 】

(II)セッション鍵(乱数:K)を生成する。

(III)タイムスタンプ(現在時刻:T)をセッション鍵(K)でDES暗号化する(Te)。

(IV)セッション鍵(K)を共有鍵($K_{a,b}$)でDES暗号化する(K_e)。

認証情報として(I)のネットネーム、(III)の暗号化されたタイムスタンプ(Te)。

10

20

30

40

50

)、(IV)のセッション鍵(K_s)等をサーバに送信する。

【0035】

3 サーバは、受信した認証情報の中の暗号化されたタイムスタンプ(T_s)を復号化し(T)、それを現在時刻と比較することによりネットネームの正当性を検証する。即ち、Tと現在時刻との差が許容範囲内であればそのネットネームのアクセス要求を許可するが、許容範囲外であれば拒否する。

RPC認証方式の長所として、クライアントおよびサーバの各々が自身の秘密鍵を厳密に保持し、且つ正当な相手の公開鍵を確実に得ることができれば、第三者による「なりすまし」は一般的に困難といわれているが、一定時間内であれば盗聴した認証情報をそのまま再利用すること(リプレイ攻撃)で「なりすまし」が可能であるとの短所も有する。

10

(5) Kerberos (RFC1510)方式

Kerberosは、MITのAthenaプロジェクトで開発された利用者認証システムであり、1978年にR. NeedhamとM. Schroederによって提案された「信頼された第三者期間による認証方式」に基づいている。OSF(オープン・ソフトウェア財団)が定めた分散処理環境構築のためのソフトウェア・パッケージであるDCE(Distributed Computing Environment)における認証サービスとして、このKerberosが採用された。

【0036】

この方式では、通信の秘匿やユーザ認証など全て共通鍵暗号方式(DES)のみで実現している。

20

各ユーザの鍵を知っているのは各ユーザ自身と認証サーバだけであることを前提に、お互いの正当性を認証サーバで保証してもらうという方式を採用している。

【0037】

認証サーバにあたる部分をKerberosサーバとTGS(Ticket Granting Server:チケット発行サーバ)に分けて利用者のパスワードや鍵が利用者側のシステム(セキュリティレベルが低い)上に長時間保持されないように工夫している。また、チケット(Ticket)とオーセンディケータ(Authenticator)という考えを導入して、さらに安全性を高めている。Kerberosの認証方式を第8図に示す。

【0038】

Kerberosの認証方式は、各サーバ、利用者WS間のやりとりは全て暗号化され、さらに暗号化鍵は毎回乱数により発生しているため盗聴に強い点、目的サーバは利用者個々のユーザIDやパスワードを管理する必要は無く、それらはKerberosサーバだけが知っていればよい等が長所として指摘されているが、

30

・一定時間内であれば盗聴した認証情報をそのまま再利用し(リプレイ攻撃)可能。

【0039】

・米国における暗号製品の輸出制限のため、暗号アルゴリズムとしてのDESが実装されたKerberos製品は、日本で利用できない場合がある。

・認証サーバが各利用者の認証情報や暗号化鍵を集中管理するので、悪意の第三者がこの認証サーバへの侵入に成功するとその管理対称ドメインが全滅する。

40

・全てのマシン、アプリケーションはKerberos対応が必要で、導入の手間が大きい、

等の短所も指摘されている。

(6) ゼロ知識対話証明方式

この方式は、1985年、MITのGoldwasser, Micaliおよびトロント大学のRackoffにより提案されたもので、ある情報を持っていることをその内容を相手に示すことなく相手に納得させる方式であり、例えば、パスワードを提示することなく真のパスワードを知っていることを相手に証明できる等が利用例である。1986年にFiatとShamirによりファイアット・シャミア法が提案され、米国特許4,748,668号(特開平63-101987号)。

50

【 0 0 4 0 】

クライアント A (証明者) がサーバ B (検証者) へ秘密の情報 T (パスワード等) を転送する場合のゼロ知識対話証明方式によるシーケンスを第 9 図に示す。ここで、A は $Z = T^2 \bmod n$ を完全に知り、B は Z と n のみを知っているとす。ここで、n は大きな素数 p, q の合成数である。この場合、B は n を素因数分解できなければ T を得ることが極めて困難である。

【 0 0 4 1 】

以下の 1 ~ 4 を k 回繰り返す (対話の所以) A の正当性を検証する。

1 A は乱数 R を選び、 $X = R^2 \bmod n$ を計算し、X を B に送る。

2 B は $b \in \{0, 1\}$ を二者択一的にランダムに選び、b を A に送る。

3 A は、Y (Y とは、b = 0 の場合は R であり、b = 1 の場合は $TR \bmod n$ である) を B に送る。

【 0 0 4 2 】

4 B は、

$X = Y^2 \bmod n$ b = 0 の場合

$ZX = Y^2 \bmod n$ b = 1 の場合

が成立するかを検査し、これらが成り立てば検査 OK とする。ここで、3 及び 4 で b = 0 および b = 1 の場合に分けているのは、A になりすました悪意のクライアント A' は T の値を知らなくても次のようにして検査に合格できるからである。即ち、

常に b = 1 であるなら、A は 1 で Y の値として適当な Y' を定め、 $X = (Y')^2 / Z \bmod n$ を計算し、この X を B に送る。次に 3 で $Y = Y'$ の値を送ると 4 の検査は当然合格する。また、この方式では、b の値を予想してから検査式を満たす X と Y を計算できるので繰り返す 1 回当たりのなりすまし確率は $1/2$ である。従ってこの手順を k 回繰り返すとなりすまし確率を 2^{-k} にできる。

【 0 0 4 3 】

この方式の長所は、事前に秘密の認証情報 T をサーバ B に教える必要がないので、サーバ B の正当な管理者であってもクライアント A に成りすまることができないことであり、対話シーケンスが冗長である点、認証プロセスが複雑であり、パフォーマンスと認証精度がトレード・オフの関係となる点などが短所である。

生体特徴利用

次ぎに生体特徴 (個人属性) を利用した従来のセキュリティについて説明する。

【 0 0 4 4 】

この手法は、本人の身体的、行動的特徴を認証情報として利用し、端末利用者の正当性を確認する技法である。身体的、行動的特徴としては次のようなものがある。

・身体的特徴

指紋、音声スペクトル、顔のパターン、手形、網膜パターン、耳の形

・行動的特徴

署名、筆記パターン、キーストローク

この方式は、本人にしか持ち得ない唯一の個人属性を認証情報として使用するので、認証が成功した場合の本人識別精度は高いが、正当な本人であるにも係わらず認証が失敗する等、認識確度が 100% ではなく、技術的な改善の余地があり、端末による利用者の認証等、オフライン認証 (ローカル認証) では極めて有効であるが、ネットワークをまたがった認証 (リモート認証) では盗聴により認証情報を再利用 (リプレイ攻撃等) 即ち「なりすまし」が可能となるなどの欠点がある。

【 0 0 4 5 】

所有物利用によるセキュリティについて説明する。

所有物利用

ある特定の物体が認証情報を保持しており、認証する側ではその認証情報を検証することにより、その物体を保持する人間やその物体に認証された人間、或いはその物体と連動して作動するソフトウェアやハードウェア等を正当なエンティティとして認証する。

10

20

30

40

50

【 0 0 4 6 】

所有物の例としては次のようなものがある。

- ・ 鍵、トークン、バッチ
- ・ 電子キー
- ・ 磁気カード
- ・ ICカード
- ・ 非接触型カード（光式、電磁波式などICカードの発展型と言える）

例えば、端末のロックを解除するための鍵やトークン、電子キーを所持する人間は、その端末の正当な利用者として認証される。

【 0 0 4 7 】

しかし、これらの所有物の紛失や盗難による悪用を防止するため、ネットワークを介した認証では、磁気カードのように所有物でまず利用者識別を行い、更にサーバ（アクセス先のホストコンピュータ等）による暗証番号の検証により利用者の正当性を確認する等、「知識利用」の技法と組み合わせて用いられることが多い。

【 0 0 4 8 】

ICカードではこれがさらに発展し、まずICカード自身がICカードを使用しようとしている人間を暗証番号で検証し、これが成功して初めてネットワークを介したサーバとの認証動作に入る。サーバによるICカード（即ちICカードにより検証された人間等のエンティティ）認証処理は「知識利用」や「暗号利用」の技法を利用して行われる。

【 0 0 4 9 】

この手法は、所有物を厳密に保持すれば第三者による「なりすまし」は一般に困難である点、ICカードは通常、耐タンパー性（Tamper Free）を有しており、外部からメモリ内の情報を読み書き不可能な構成となっている。そのため暗号鍵やパスワード等個人に依存した情報を比較的安全に格納、管理できる点、またセキュリティ処理機能そのものをICカード内に組み込むことにより、さらに安全な認証通信が可能となる点などが長所である反面、所有物利用による認証システムでは、大抵の場合、その所有物とクライアントとなる端末との間に専用の入出力機器が必要である点、磁気カード、ICカード等でネットワークを介した認証処理の場合、認証シーケンスそのものは結局「知識利用」や「暗号利用」の技法を使用しているため、当然であるがそれらに特有の短所も付随することになる点などが短所として指摘されている。

【 0 0 5 0 】

上述したように、上記の各種エンティティ認証方式は長所を有する反面、短所も有する。

【 0 0 5 1 】

ところで、エンティティ認証が想定する直接の脅威は、パスワードなどの不正入手による「なりすまし」であるが、この「なりすまし」が成功して、一旦システムに侵入されると、データの改竄やファイル破壊、不正データの生成など様々な不正行為の脅威に晒される。また、このような脅威は外部からの不正アクセスによるもののみならず、システム管理者などの内部犯罪によって引き起こされる可能性もある。

【 0 0 5 2 】

従って、アクセスされる側のシステムにとって、アクセスしてくる実体が何であることを確認するエンティティ認証は、セキュリティ上の脅威に対する最前線の防衛網と言え、その重要度はシステムの機密度に応じて大きくなる。

【 0 0 5 3 】

ここで、今まで述べてきたエンティティ認証方式の「なりすまし」に対する強度を外部および内部の不正エンティティに対してまとめてみると、図10に示すようになる。

【 0 0 5 4 】

上記の何れの方式も欠点はあるものの、システム的环境、構成によっては充分実用的なものである。しかしながら、図10に示すように、システム管理者などのシステムに精通した人間の悪意の内部犯罪による脅威に対しては防衛できないものがほとんどであり、たとえ防衛できる方式であっても認証処理が複雑になるなどの欠点がある。

10

20

30

40

50

【 0 0 5 5 】

【 発明が解決しようとする課題 】

上述したように、エンティティ認証はセキュリティ上の様々な脅威に対する最前線の防衛機能であるが、インターネット時代においては、その適用領域の広範さと相互接続性の観点から、導入が簡単で、従って仕組みが簡単で、かつ、脅威に対して十分に有効な認証方式が望まれる。そこで、上述した各種認証方式の長所、短所に対する検討を踏まえ、新たな認証方式に要求される事項をまとめると次のようになる。

【 0 0 5 6 】

(1) 盗聴などによって盗まれた認証情報が第三者によって再利用できないこと。例えば、ワンタイム・パスワード方式 (S / K e y 等) はこの要件を満たしているが、デジタル署名付認証トークン方式はそのタイムスタンプの許容時間内であれば盗聴トークンが再利用できる。

10

【 0 0 5 7 】

(2) 認証サーバに認証情報が保存されないこと。
換言すれば、認証サーバは利用者個々の認証情報を保管する必要がなく、ただログイン時の認証情報が正当か否かを識別できる機能を有すればよい。これによって、たとえ悪意の第三者が認証サーバに侵入できたとしても利用者個々の認証情報を得ることはできない。

【 0 0 5 8 】

(3) 認証シーケンスは極力簡単であること。
これにより、システムに対する負荷を最小限にし動作の安定性を得る。従って、チャレンジ・レスポンス方式やゼロ知識対話証明方式のような対話シーケンスを用いない。

20

【 0 0 5 9 】

(4) 認証情報は毎回異なり、しかもその情報は無限に存在すること。
これにより、上記 (1) の要件を満たしつつ、既存ワンタイム・パスワード方式 (S / K e y 等) のようにパスワードを使い切った場合に、再び初期情報をサーバに再登録するといった定期作業が不要になる。

【 0 0 6 0 】

(5) 生体特徴利用のような特殊外部測定機器を必要としないこと。
特殊な機器はインターネットを介した相互運用性を損ない、また導入コストの高騰につながるので、このような外部機器は用いない。

30

【 0 0 6 1 】

かくして、本発明は、簡単な手順による認証方法を用いて、たとえ認証情報などが第三者に盗まれても、盗まれた認証情報などの第三者による再利用を困難にすることを目的とする。

【 0 0 6 2 】

【 課題を解決するための手段 】

本発明は、前記の目的を達成する一手段として、以下の構成を備える。

【 0 0 6 3 】

本発明にかかる認証方法は、認証に先立ち、端末装置から送られてくる認証情報を検査するための第一の検査情報をサーバ装置のメモリに保存し、前記サーバ装置に接続された端末装置の認証要求に対して、ワンタイムパスワード方式および公開鍵暗号方式による認証を継続して行う認証方法であって、端末装置から認証要求を受信すると、前記端末装置へ認証情報要求を送信し、前記認証情報要求に応じて、前記端末装置に関連する秘密鍵を用いた暗号化により種情報から生成された認証情報を前記端末装置から受信し、前記認証情報を前記端末装置に関連する公開鍵によって復号することにより第二の検査情報を生成し、前記第二の検査情報と前記メモリに保存された前記端末装置に対応する第一の検査情報とを比較して、前記第一および第二の検査情報が一致する場合に前記認証要求を許可し、前記認証要求を許可した場合、前記認証情報を、次回の認証用として前記端末装置に対応する第一の検査情報に代えて前記サーバ装置のメモリに保存し、前記認証要求が許可された場合、前記認証情報は、次回の認証要求のための種情報として前記端末装置のメモリに

40

50

保存され、前記認証要求が許可されなかった場合、前記認証情報は、前記端末装置のメモリおよび前記サーバ装置のメモリに保存されることなく、破棄されることを特徴とする。

【0064】

本発明にかかる記憶媒体は、サーバ装置を制御して、上記の認証を実行するプログラムコードが格納されたことを特徴とする。

【0065】

本発明にかかる認証装置は、認証に先立ち、端末装置から送られてくる認証情報を検査するための第一の検査情報を保存するメモリを有し、端末装置の認証要求に対して、ワンタイムパスワード方式および公開鍵暗号方式による認証を継続して行う認証装置であって、端末装置との間で認証に関連する情報の送受信を行う通信手段と、前記メモリおよび前記通信手段を利用して、認証処理を行う認証手段とを備え、前記認証手段は、端末装置から認証要求を受信すると、前記端末装置へ認証情報要求を送信し、前記認証情報要求に応じて、前記端末装置に関連する秘密鍵を用いた暗号化により種情報から生成された認証情報を前記端末装置から受信し、前記認証情報を前記端末装置に関連する公開鍵によって復号することにより第二の検査情報を生成し、前記第二の検査情報と前記メモリに保存された前記端末装置に対応する第一の検査情報とを比較して、前記第一および第二の検査情報が一致する場合に前記認証要求を許可し、前記認証要求が許可された場合、前記認証情報は、次回の認証用として前記端末装置に対応する第一の検査情報に代えて前記メモリに保存されるとともに、次回の認証要求のための種情報として前記端末装置のメモリに保存され、前記認証要求が許可されなかった場合、前記認証情報は、前記端末装置のメモリおよび前記サーバ装置のメモリに保存されることなく、破棄されることを特徴とする。

【0069】

【実施の形態】

以下添付図面を参照しながら、本発明の好適な実施形態乃至実施例を説明する。

第11図は本発明にかかる方式が適用されるネットワークの構成を示す

このネットワークでは、複数のクライアント200, 300...がインターネットによって接続されている。また、このネットワークに認証サーバ100も接続されている。

【0070】

クライアント200がクライアント300と通信するときは、クライアント200が認証要求者となり、クライアント300が認証者となる。本実施形態では、認証者をサーバと呼ぶ。

認証サーバ100は、複数のクライアントからアクセス可能なデータベースを有するもので、それらクライアントからの認証要求を受けて認証を行うもので、認証サーバと呼ぶ。

第12図を参照。即ち、クライアントとクライアントとが通信を行うときは、一方がサーバとして振る舞う。

【0071】

本実施形態の認証方法は、本質的には認証局(CA)の存在を前提としない。クライアントとクライアント間のデータの送受は、認証局(CA)の介在を必要としないで直接行われることもあり、認証サーバ100(例えば、CA等)を介して行う場合もある。認証者も認証要求者も、人そのものではなく、オペレータ或いはユーザの行為を媒介にして動作するコンピュータ(或いはシステム)である。

【0072】

第13図は、認証要求者としてのクライアントXと認証者として認証サーバYとの単純化した構成からなるネットワーク(第11図)における、本発明を適用した認証アルゴリズムの例を示す。第13図の例では、前提として、公開鍵暗号アルゴリズムを使用する。クライアントXは自身の秘密鍵 K_s を、またサーバYは、そのクライアントの秘密鍵 K_s に対応する公開鍵 K_p 、並びにその公開鍵の証明書 C_{K_p} を保持しているものとする。また、 S_e は公開鍵暗号アルゴリズムの暗号化関数、 S_d は公開鍵暗号アルゴリズムの復号化関数を意味する。

【0073】

10

20

30

40

50

本システムでは、第13図に示すように、クライアント側は認証情報生成種データファイル204を有し、サーバ側はクライアント認証情報検査データファイル105を有する。認証情報生成種データファイル204は、認証情報を生成するための種となるデータを記憶するファイルである。ここで、本システムでは、「認証情報」は、認証要求者が認証者に認証を要求するために認証要求者が認証者に送る情報を意味し、クライアント側において種データから生成される。この入出力情報はサーバ側において、サーバが有するそのクライアントの検査で照合し、照合がとれれば、そのクライアントを真正な認証要求者と見なすというものである。

【0074】

第14図は、サーバYが有する認証情報検査データファイルの構成を有する。即ち、サーバYは、各クライアント毎に、「認証情報検査データD」と「公開鍵 K_p 」と「公開鍵証明書 C_{K_p} 」とを有する。第14図の例では、サーバYは、クライアントXについて検査データ D_x と公開鍵 K_{p_x} とを有し、クライアントWについて検査データ D_w と公開鍵 K_p とを有する。

【0075】

第15図は、本実施形態の認証を実現するために、クライアントX及びサーバYそれぞれにおける処理手順と、これらの間で行われる連絡の手順を示す。第13図及び第15図に従って、本実施形態の手順を、クライアントXがサーバにログインする際の認証を受けようとする場合について説明する。

初期情報の登録

本実施形態では、ログインに先立って、クライアントは初期種データ D_{s_0} を設定し、サーバYにおいて初期検査データ D_{s_0} を初期的に登録することが必要である。これらの登録は、最初に一回だけ行えば良く、一旦行ってしまえば、その後に登録することは不要である。

【0076】

この登録作業は、クライアント側ではクライアント自身が行い、サーバ側においては一般的にクライアントのアクセス権限の設定等を伴うので相応の権限を持ったシステム管理者が行うことが好ましい。初期種データ D_{s_0} は、乱数やクライアントのE-mailアドレスや利用者識別名等何でもよい。また、秘密鍵 K_s さえ秘密に保たれているならば、初期種データ D_{s_0} を特に秘密にしておく必要もない、登録後は、登録された旨がクライアントに通知される。

【0077】

後述するように、種データDはクライアントにおいて認証情報の生成のために使われる。そして、その認証情報を用いた認証要求が一旦受け入れられると、生成された認証情報は次のログインのための認証要求のための認証情報生成用の種データとして記憶される。また、サーバ側では、受信した認証情報と前もって保存している検査データDとを比較して照合が得られたならば、その受信した認証情報を、そのクライアントからの次のログインのための検査データとして保存する。従って、本システムでは、認証情報生成種データファイル204に記憶されている種データと、サーバ側の検査データファイル105に記憶されている検査データとは値として一致しているので、第13図においては、便宜上、 D_{n-1} として表している。種データや検査データを一般的に D_{n-1} と表したのはそれらのデータが前回のログインにおいて生成されたものであるからである。

【0078】

第13図の例では、クライアントXの初期種データは D_{s_0} として登録されている。本実施形態の認証プロトコルは、クライアントXは、初めての認証セッションでは、認証情報をこの初期種データ D_{s_0} から生成する。認証が許可された場合には、今まで保存していた種データ D_{n-1} をクライアントXの秘密鍵 K_s で暗号化し、それを次の認証セッションのための種データ D_n として保存する点に大きな特徴がある。尚、前回の種データ D_{n-1} は次回以降のログインでは使用されることはないが、履歴の保持のために保存しておいても良い。

10

20

30

40

50

【0079】

以下、順に、第13図および第15図に則して、本実施形態の処理手順を説明する。

・ステップ 1

本実施形態では、認証はログインを行おうとするクライアントが真正なクライアントであるか否かを認証するものである。従って、認証に先立ってサーバへのログインが行われる。本実施形態でのログインは、利用者識別名（User-id等）をサーバYに送ることによって行われる。このログインメッセージは平文のままでも、暗号文の形式でも良い。

【0080】

・ステップ 2

ログインメッセージを受け取ったサーバYは、クライアントXに対して認証情報要求メッセージを送る。 10

・ステップ 3

この認証情報要求メッセージを受け取ったクライアントXは、サーバに返すべき認証情報として、自身が保存している種データDを自身の秘密鍵 K_S で暗号化してサーバYに送る。

【0081】

第13図の例は、初期登録後の始めて認証セッションの開始であるので、種データは D_{S_0} であり、従って、データ D_{S_0} をクライアントXの秘密鍵 K_S で暗号化したもの D_1 がサーバYに送られる。

・ステップ 4

サーバYは、クライアントXから認証情報 D_1 を受信すると、既に得ているクライアントXの公開鍵 K_P で復号化する。前述したように、本実施形態の認証情報 D_n は公開鍵暗号化アルゴリズムに従って暗号化されている。即ち、クライアントXを表す筈の認証情報 D_1 が、クライアントXの真正な種データ D_{S_0} をそのクライアントXの秘密鍵 K_S によって暗号化されたものであれば、その認証情報 D_1 を公開鍵 K_P によって復号化したものは、公開鍵暗号化アルゴリズムに従えば、クライアントXの秘密鍵 K_S によって暗号化される前の種データ D_{S_0} に一致するはずである。 20

【0082】

・ステップ 5

それで、サーバYは、復号化して得た情報 D_{S_0} と、ファイル105から読み出したところのクライアントXの検査データ D_{S_0} とを比較照合する。 30

・ステップ 6

サーバは照合結果をクライアントに返す。

【0083】

前述したように、照合が一致した場合は、認証を要求したクライアントXは真正なクライアントであることを意味するから、ログインを許可する旨のメッセージを返す。

また、次回のクライアントXからのログイン要求に備えて、クライアントXから受け取ったところの暗号化されている認証情報 D_1 をファイル105内に保存する。サーバYにおけるこの認証情報の更新（上書き保存）は、ステップ 5 における比較結果が一致したときのみ行われる。ファイル105内に書き込まれた暗号化認証情報 D_1 はファイル105内では次回のログインのための検査データとして記憶される。 40

【0084】

・ステップ 7

サーバからの認証処理結果を受けたクライアントでは、その認証処理結果が許可かまたは拒否であるかを判断する。

・ステップ 8

認証が許可されたものであった場合には、サーバ側に送っていた認証情報 D_1 を次回のログイン時の種データ D_1 としてファイル204に記憶する。

【0085】

認証が拒否されたものであった場合（処理結果が所定時間以内に返ってこなかった場合も 50

含む)には、認証情報 D_1 を次回のログイン時の種データ D_1 として使うことはできないので、破棄する。換言すれば、ログインを再試行する場合には、クライアントは種データ D_{s_0} から認証情報 D_1 を再度生成する。

以上が、始めてログインが行われたときにおける、ログイン要求に対する認証のための処理手順である。

【0086】

次回にログインが行われたときには、ステップ 1 ~ 8 が繰り返される。

即ち、第13図に示すように、クライアントXは、サーバYからの2回目の認証情報要求に対しては、保存しておいた種データ D_1 を認証情報としてその秘密鍵 K_s で暗号化して生成し、この暗号化した認証情報 D_2 をサーバYに送る。サーバYは送られてきた認証情報 D_2 を公開鍵 K_p で復号化して検査データ D_1 を生成し、この検査データ D_1 を格納しておいた検査データ D_1 と比較する。比較の一致がとれば、ログインを許可する点では、第一回目のログイン時と同じである。

【0087】

この方式は、一回に限り有効な認証情報を無限に生成できるので、以降これを「無限ワнтаイム認証方式」と呼ぶことにする。

この無限ワнтаイム認証方式の従来方式に比べ特に強調されるべき利点は次のようである。

(1) 次回ログイン時に生成される認証情報は、正当な認証要求者のみが彼の保持する秘密鍵を用いて生成することができるのであり、外部の第三者盗聴者のみならず、サーバの認証情報管理者でさえ、その次回のための認証情報を知ることが出来ない。このことにより、サーバ側の内部悪意者による利用者への「なりすまし」による不正行為、即ち内部犯罪をも防ぐことが可能である。

【0088】

即ち、認証要求者は、生成種データ(前回ログイン時に使用した認証情報)を自身の秘密鍵で暗号化したものを、認証情報として認証者に送り、認証者は認証要求者から受信した認証情報とその認証要求者の公開鍵で復号化し、認証者側で保存していた検査データと比較して一致したときのみ、認証要求に対して許可を行う。従って、自身の秘密鍵を厳格に保管している限り、認証情報、検査データ、認証情報生成種データのいずれか(或いは全て)が第三者に知られることとなっても、その第三者による当該クライアントのなりすましは不可能である。

【0089】

さらに、認証者では、1つの認証要求処理プロセスにおいて、検査データ同士の比較を行い、一致しないことが或いは一致したことが確認されるまではその処理プロセスから抜けることはなく、また、一致がとれば直ちに、検査データの更新を行うので、検査データの更新までのタイムラグは実質的に零であり、従って、第三者が、送信中の認証情報を盗聴し、それをそのまま再利用して認証要求者に成り済ますことの猶予時間は実質的に零である。

(2) 認証情報の登録は一回限りで済み、一旦、登録を行えば、クライアントは無限にセキュリティの高い認証情報を生成することが出来る。但し、秘密鍵、公開鍵のペアを変更した場合は、再度、サーバに登録する必要がある。

(3) クライアント-サーバ間の認証処理は対話シーケンスを持たず、ログイン時に1メッセージ(認証情報)を送信するのみである。従って、サーバ側及びクライアント側で必要とされるプログラムは極めて簡単なものとなる。

(4) クライアント側で認証情報をサーバ側に送ってから、その認証情報を次の認証情報に更新する(即ち、 D_n から D_{n+1} に更新)迄の時間間隔が零に等しい。したがって、たとえ通信中に認証情報が盗聴されても、盗聴者がそれを再利用し得る時間的隙間が皆無である。

【0090】

これに対し、既存方式で認証情報の一部にタイムスタンプを用いるような方式では、サー

10

20

30

40

50

バ側で一定の時間許容範囲を設けているため、認証情報を盗聴後即時にその許容範囲時間内で再使用すれば真のクライアントに成りすましてサーバにログインできる（リプレイ攻撃）タイミングが存在し得るが、本方式ではこれが不可能である。

（５）サーバ側において、検査データ D_n をサーバ管理者などの内部関係者が盗用し、偽りの認証を試みたとしても、これらの者が用いた D_n は、認証プロセスの中で真正な認証要求者の公開鍵により複合化され生成された D_{n-1} と比較されるので、認証が成功することはない。即ち、サーバの認証情報を知ることができる内部関係者であっても、真正な認証要求者に成りすますことはできないのである。

【 0 0 9 1 】

【 実施例 】

上述の無限ワнтаム認証方式を具体化した実施例を以下に説明する。

第 1 6 図は、この実施例のためのサーバ側構成を示す。

このサーバは、OS 1 0 1 として、例えば W I N D O W S または M A C OS または U N I X または N E T W A R E を用いる。ネットワーク 1 0 2 との通信プロトコルは例えば、TCP / I P や O S I や N E T W A R E を用いる。

【 0 0 9 2 】

検査データファイル 1 0 5 は第 1 4 図に関連して説明したファイルの構成を有し、具体的には、クライアントの識別名情報 X と、検査データ D_{n-1} 、公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ とを記憶する。公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ は、バージョン番号、シリアル番号、発行局名、証明書の有効期限、ユーザ識別子、公開鍵と関連情報等を含む。公開鍵ファイル 1 0 7 は、証明機関 C A の公開鍵 K_{p_c} を保存する。この公開鍵 K_{p_c} はクライアント X の公開鍵証明書に付されているデジタル署名を検査するのに使用する。

【 0 0 9 3 】

復号処理プログラム 1 0 6 は、クライアント X の公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ の検査を行うことにより K_{p_x} を得、受信した認証情報 D_n （クライアントの秘密鍵 K_s で暗号化されている）を公開鍵 K_{p_x} で復号化して検査データ D_{n-1} を生成する。

第 1 7 図はクライアント側の構成を示す。このクライアントシステムは、OS 2 0 1 として、例えば W I N D O W S または M A C OS または U N I X または N E T W A R E を用いる。通信プロトコルは例えば TCP / I P や O S I や N E T W A R E を用いる。この場合、クライアント側の通信プロトコルはサーバ側の通信プロトコルに一致させる必要がある。しかし、クライアント側の OS はサーバ側の OS に一致させる必要はない。秘密鍵ファイル 2 0 6 は、当該クライアント X の秘密鍵 K_s を保存するファイルである。この秘密鍵 K_s は所定の暗号化手順により暗号化されていることが好ましい。

【 0 0 9 4 】

秘密鍵 K_s の暗号化及び復号化、さらに、秘密鍵 K_s を用いた認証情報種データ D_{n-1} から認証情報 D_n への暗号化は、認証処理プログラム 2 0 2 の支援の下に暗号化処理プログラム 2 0 7 によって行われる。

認証情報生成種データファイル 2 0 4 はクライアント X の認証情報生成のための種データを記憶する。

【 0 0 9 5 】

サーバ側の認証処理プログラム 1 0 4 は第 1 5 図の右側の制御手順を実行し、クライアント側の認証処理プログラム 2 0 2 は同図左側の制御手順を実行する。第 1 7 図の実施例システムの特徴は、秘密鍵 K_s をクライアント側システムのローカルディスク上で暗号化して保管する点に特徴がある。これは、第 1 2 図などで示した実施形態にかかる無限ワнтаム認証方式がクライアント X が自身の秘密鍵 K_s を厳密に保管することが前提としているために、第 1 7 図のクライアントシステムは、その管理機能を秘密鍵 K_s の暗号化で達成するものである。

【 0 0 9 6 】

暗号化処理プロセス 2 0 7 は種々のものが使用可能である。例えば、第 1 7 図システムを使用するユーザにパスワードを要求する手法も簡便であるが、DES のような適当な共通

10

20

30

40

50

鍵暗号方式を用い、クライアントXのみが知るパスフレーズを鍵として K_S を暗号化して保管することが好ましい。この結果、 K_S が第三者に知れることがなくなり、クライアントXになりすますことは実質上不可能となる。また、特殊機器を必要とせず暗号ソフトウェアをインストールするだけで K_S を秘密に保管できる、また、外部インターフェイス機器が不要である等の効果を得ることができる。

【0097】

特に、暗号処理プログラム207をプラグインプログラムモジュール化することにより、操作性、拡張性、可変性は飛躍的に向上する。

クライアントの公開鍵 K_p をサーバに送る形態は種々の形態が考えられる。

第16図の例では、サーバ側は、各ログインごとにクライアントからのクライアントXの公開鍵証明書を得ることを前提としている。即ち、たとえば、クライアントがサーバに送る認証情報と共にクライアントXの公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ を送る。

10

【0098】

サーバ側の認証処理プログラム104は、クライアントXのログインメッセージを受信すると、クライアントに認証情報要求メッセージを返し、このメッセージに対してクライアントXから送信される認証情報を受信すると、認証情報と共に送信されてきた利用者Xの公開鍵証明書に付されている証明局CAのデジタル署名を、証明局CAの公開鍵 K_{p_c} （ファイル107中に保存されている）を用いて検査する。検査が確認されたならば、その公開鍵証明書はクライアントXの正当な公開鍵証明書であることが確認される。また、クライアントXの公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ をファイル105に保存する。プログラム106は、データファイル105にアクセスして、公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ 中のクライアントXの公開鍵 K_{p_x} を取り出す。

20

【0099】

変形例

本発明はその趣旨を逸脱しない範囲で種々変形が可能である。

第1変形例：たとえば、16図の例では、クライアントの公開鍵証明書はログイン毎にクライアントからサーバ側に送信されるようにしていた。本方法では、クライアントの公開鍵は秘密にしておく必要がないので、毎回ログイン毎にクライアントXの公開鍵証明書を送る必要はない。

【0100】

そこで、サーバ側のプログラムのログインプロセス中に、クライアントXからのログインがあったならば、そのXの公開鍵証明書 $C K_{p_x}$ がすでにファイル105中に保管されているか否かを検査する手順を追加することを提案する。その場合、サーバ側は、公開鍵証明書が登録されていないクライアントからのログインがあった場合には、認証情報要求メッセージをそのクライアントに送る前に、公開鍵証明書要求メッセージを送るようにしてもよい。

30

【0101】

第2変形例：上記実施例は、ログインに使用するクライアント端末が K_S を保管している端末に限定されるという不便さがある。そこで、秘密鍵 K_S をクライアント端末上ではなくICカード上に保管し、クライアントXが常時そのカードを持ち歩くことを提案する。

40

そのためのクライアント側のシステムの構成を第18図に示す。第18図のシステムは、ICカード300に、ユーザのパスワードを記憶するパスワードファイル301と、公開鍵証明書を記憶するファイル302と、秘密鍵 K_S を記憶するファイル304と、特に暗号処理プログラム304とを有する点にある。

【0102】

第18図に示したシステムをクライアント側構成とした場合には、サーバ側構成は第16図構成を援用することができる。

第19図は、第18図のクライアント側の認証処理プログラム308（クライアントホスト側）と暗号処理プログラム303（クライアントカード側）の連携動作を説明する。

50

【0103】

先ず、ユーザによるログイン（例えば、ICカードを不図示のカードリーダーに読み込ませる）があると、暗号処理プログラム303は、端末の認証処理プログラム308を介してクライアントに対して認証情報の要求メッセージ（パスワードの要求メッセージ）を送る。ユーザが正規のユーザであるならば、正しいパスワードを、端末の不図示のキーボードなどから入力するのである。そのパスワードが入力されると、プログラム308はその入力されたパスワードをインタフェースを介して暗号処理プログラム303に送る。暗号処理プログラム303は、受け取ったパスワードを、ファイル307中に記憶しておいたパスワードと比較する。

【0104】

一致しなければ、その旨のメッセージを認証処理プログラム308に返すので、認証処理プログラム308は当該ログインを拒絶する。

一致が得られれば、カード側の暗号処理プログラムは、クライアントに対してICカードの利用許可を発行するとともに、認証サーバに対して認証要求を行うことが許可されたことを通知する。

【0105】

次に、クライアントは認証サーバに対する認証要求を行う。以後の手順は第13図に説明した通りである。この場合、クライアント側においては、種データ D_{n-1} から認証情報を生成するための秘密鍵 K_s による暗号化は全てICカード300内の暗号処理プログラム303によって行われることが重要である。即ち、秘密鍵 K_s についてのいかなる情報もホスト側に伝わることはなく、伝わるのは認証情報 D_n である。前述したように、認証情報 D_n は第三者によって見られてもそれを解読することはできないからである。

【0106】

尚、第18図のクライアント側システムでは、秘密鍵ファイル304が認証処理プログラム308に対してオープン（漏えい若しくは改ざんの虞）になることは好ましくない。クライアントのホストシステムは不特定の多数のユーザが使用する可能性があり、秘密鍵 K_s が生形でホストシステムに曝されるのは好ましくないからである。そこで、ファイル304中の秘密鍵 K_s をパスワードファイル307中のパスワードによってDESなどの暗号アルゴリズムに従って暗号化することが好ましい。秘密鍵 K_s を暗号化しておけば、ホスト中のたとえば認証処理プログラムが改ざんされて、ファイル304から秘密鍵 K_s を読み出されても、DESにより暗号化されているので、それが解読される可能性は極めて少ない。

【0107】

この変形例によれば、 K_s がICカードに保存されるので、第三者がクライアント端末を使用してクライアントX本人になりすますことは不可能である。換言すれば、クライアント側のシステムは汎用パソコンであっても良く、このパソコンを、クライアントX本人以外の者が使用することが可能となる。また、ICカードとインターフェース可能な端末であれば、どのような端末でもクライアント側本体装置として使用可能となる。従って、例えば携帯端末で社外からリモート・ログイン等も可能となる。更に、ログイン処理実行に先立ち、ICカードがクライアントX（利用者）を暗証番号等で認証する方式としているので、ICカードを紛失しても第三取得者がクライアントXになりすますことは困難である。

【0108】

第3変形例： 尚、上記実施形態及び実施例さらには変形例では、クライアントの公開鍵はサーバ自身が前もって保存している、或いはサーバがクライアントから取り寄せるといった形態を前提としていたが、前述したように、一旦クライアントから送られてきた彼の公開鍵をサーバ側で保管しておき、後のログインにおいてその保管しておいた公開鍵を証明書とともに流用してもよい。公開鍵は他人に知られても構わないからである。但し、証明書は（従って公開鍵も）有効期間が設定されているから、有効期間経過後のログインに対しては、前述した手法により、公開鍵証明書を再送してもらうことが好ましい。

10

20

30

40

50

【 0 1 0 9 】

第4変形例： また、上記実施形態及び実施例さらには変形例では、ネットワークの存在を前提としていたが、本発明はネットワークを要件としない。およそ、認証が必要であれば、例えば、ホストと入出力装置との間でも本発明を適用できる。

第5変形例： 上記実施形態では、通信回線（有線であろうが無線であろうが）を介したデータのやり取り時における認証の問題を扱ったが、本発明は、たとえば、カードを利用したドアの開閉装置に適用することも可能である。即ち、この場合は、ロック気候が認証サーバとして振る舞う。

【 0 1 1 0 】

【 発明の効果 】

以上説明したように、本発明によれば、簡単な手順による認証方法を用いて、たとえ認証情報などが第三者に盗まれても、盗まれた認証情報などの第三者による再利用を困難にすることができる。例えば、検査情報および種データは毎回変更されるので、リポート攻撃に強く、また、たとえ送信中の認証情報が盗まれても、それを第三者がそのまま再利用する時間はほとんどないので、セキュリティは保たれる。さらに、たとえ種情報、認証情報または検査データが盗まれたとしても、クライアントの秘密鍵が管理されている限り、その盗まれた認証情報を第三者が再利用することは極めて困難である。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】 認証の分類を説明する図。

【 図 2 】 従来のチャレンジ・レスポンス方式の概要を説明する図。

【 図 3 】 公開鍵暗号方式の一般モデルを説明する図。

【 図 4 】 従来の認証子照合法を説明する図。

【 図 5 】 従来のデジタル証明付き認証トークン方式を説明する図。

【 図 6 】 従来のSSH方式を説明する図。

【 図 7 】 従来のRPC認証の概要を説明する図。

【 図 8 】 Kerberos認証方式の概要を説明する図。

【 図 9 】 零知識対話証明方式の概要を説明する図。

【 図 10 】 従来の各種セキュリティ方式の短所をまとめた図。

【 図 11 】 本発明の実施形態にかかる認証システムの構成を原理的に示す図。

【 図 12 】 本発明の実施形態にかかる認証システムの構成を原理的に示す図。

【 図 13 】 本発明の実施形態による認証手順の動作結果例を説明するフローチャート。

【 図 14 】 本発明の実施形態による認証手順を説明するフローチャート。

【 図 15 】 本発明の実施形態にかかる認証サーバに記憶される認証情報ファイルの構成を説明する図。

【 図 16 】 本発明の実施例のサーバ側のシステム構成を示す図。

【 図 17 】 本発明の実施例のクライアント側のシステム構成を示す図。

【 図 18 】 変形例にかかるクライアント側のシステム構成を示す図。

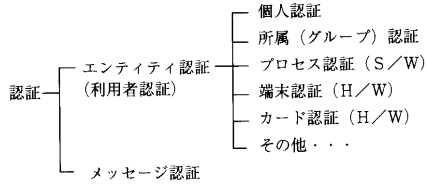
【 図 19 】 変形例にかかるクライアント側の処理手順を説明するフローチャート。

10

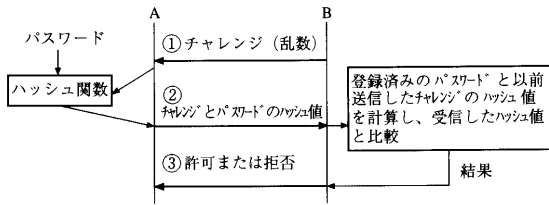
20

30

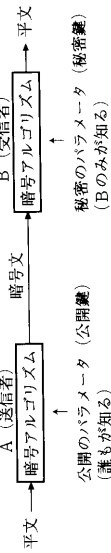
【 図 1 】



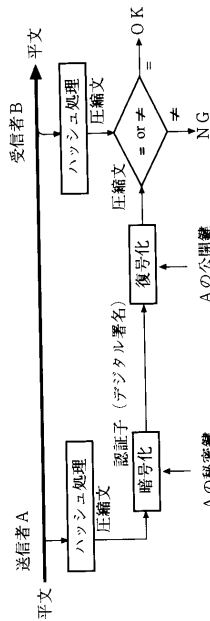
【 図 2 】



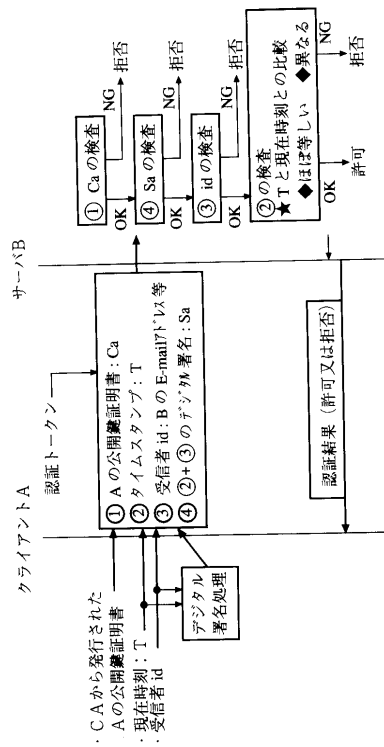
【 図 3 】



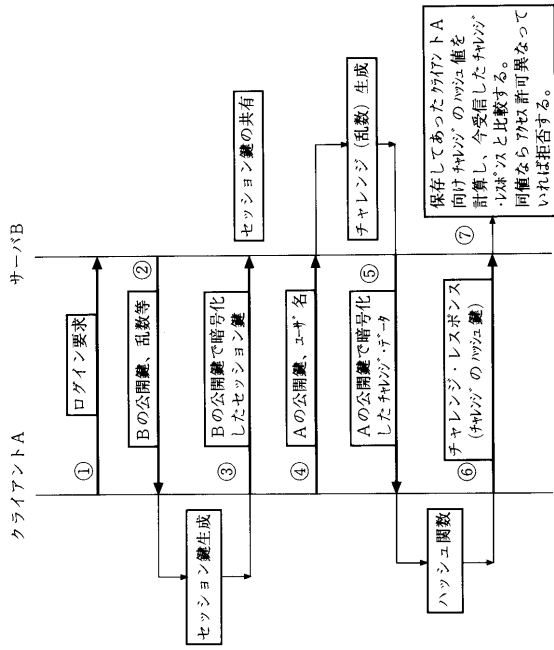
【 図 4 】



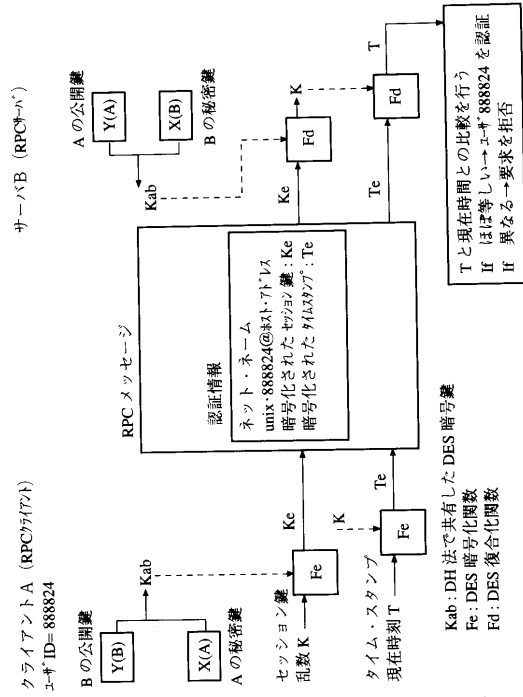
【 図 5 】



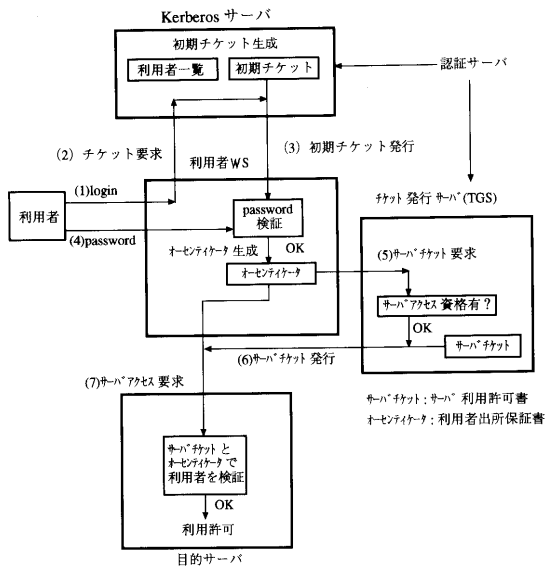
【 図 6 】



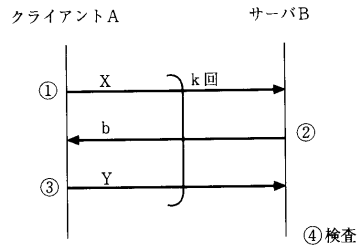
【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】

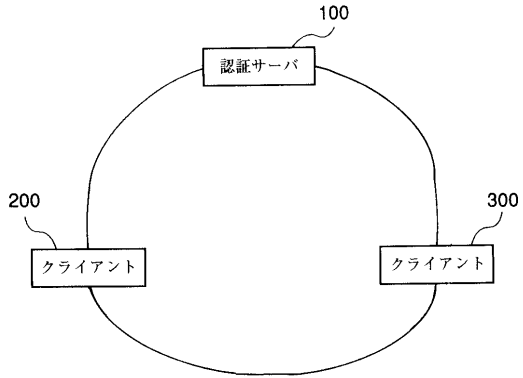


【図10】

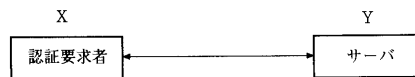
凡例 ○：なりすまし可
△：一部なりすまし可
×：なりすまし不可

方式	認証方式	脅威		備考
		外部の第三者	サーバ管理者	
① 知識利用	従来のパスワード方式	○	○	簡単に盗聴、再利用可能
	ワンタイム・パスワード方式	×	△	盗聴内容を再利用できないが、パスワードを使い切ったら再登録処理要
	チャレンジ・レスポンス方式	×	○	サーバに侵入されたら辞書攻撃にさらされる
② 暗号利用	デジタル署名方式	△	○	盗聴した認証情報の再利用が可能
	デジタル署名付認証トークン方式	△	×	一定時間内であれば盗聴した認証情報の再利用が可能
	SSH(Secure SHell)方式	△	×	同上
	RPC 認定方式	△	○	同上
	Kerberos 方式	△	○	同上、また集中管理する認証サーバが破られたらそのドメインが全滅する
	ゼロ知識対話証明方式	×	×	対話シナジスが冗長、認証プロセスが複雑になる
③ 生体計測	指紋、声紋、手形、網膜パターンの署名、筆記パターン、キーストローク	△	○	オファイン(オフ)認証では安全性(本人認証精度)が高いがネットワークを介した認証処理の場合は、盗聴による再利用が可能で、①または②と同様の安全性しかない
④ 所有物利用	鍵、トークン、パッチ、電子キー、磁気カード、ICカード、非接触型カード	△	○	同上

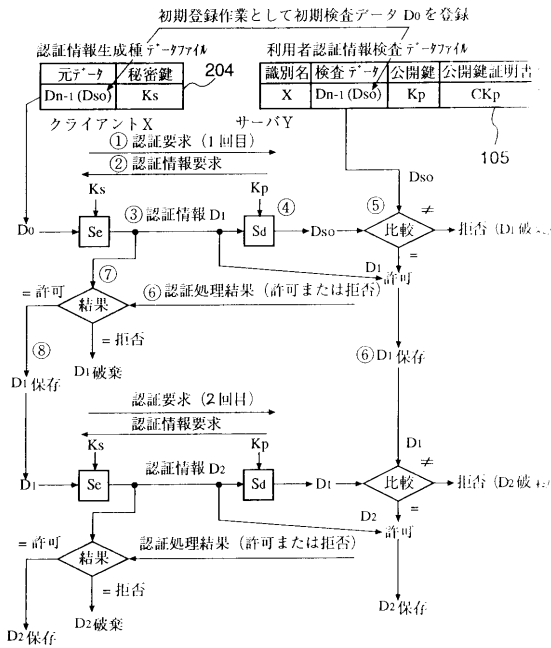
【図11】



【図12】



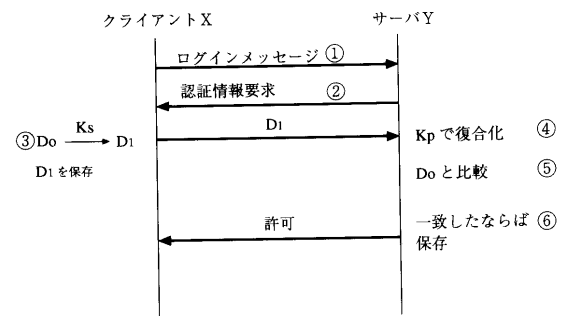
【図13】



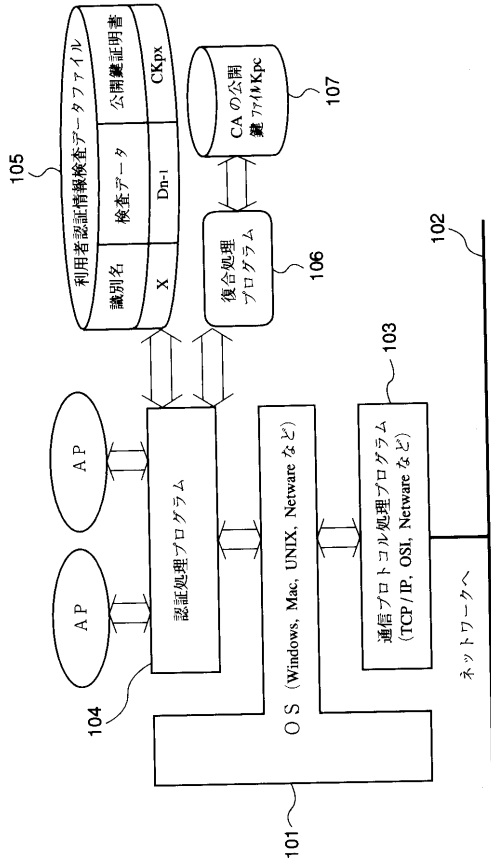
【図14】

識別名	検査データ	公開鍵
X	$D_x = D_o$	K_{px}
W	$D_w = D_o$	K_{py}
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮

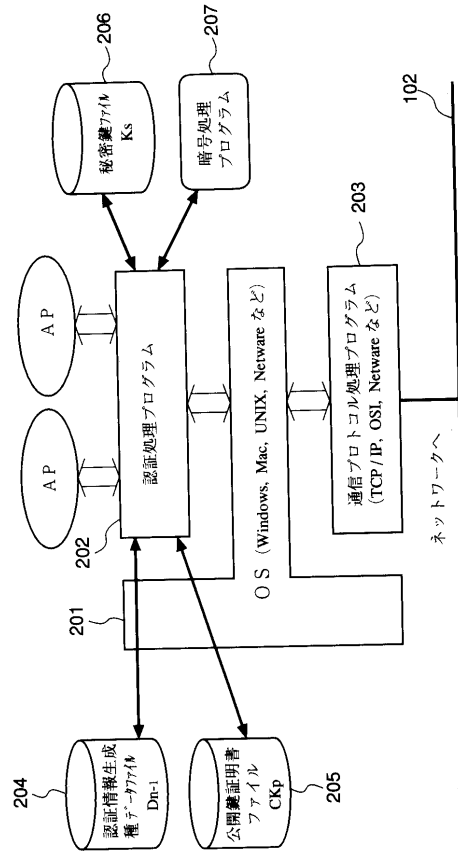
【図15】



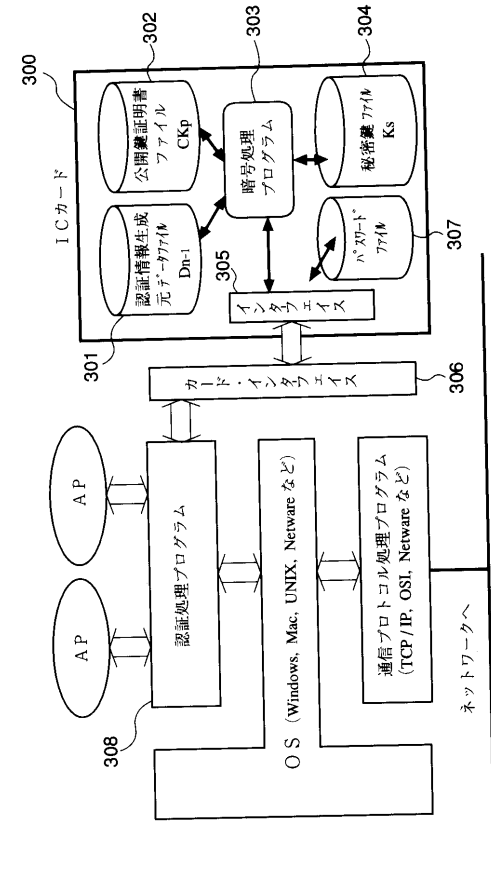
【 図 1 6 】



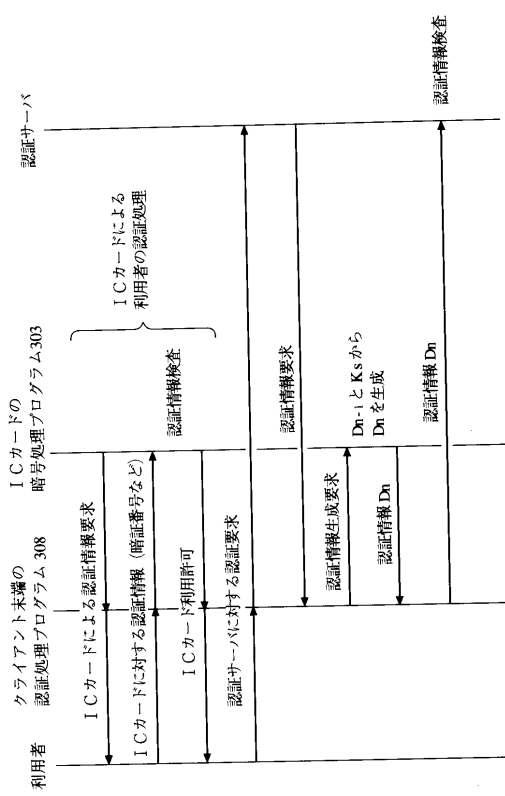
【 図 1 7 】



【 図 1 8 】



【 図 1 9 】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平4 - 306760 (JP, A)
特開平5 - 219053 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
H04L 9/00